

令和2年（ネ）第109号マイナンバー離脱等請求控訴事件

控訴人 坊真彦 外

被控訴人 国

控訴審第5準備書面

2021年8月25日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明



第1 はじめに

本書面は、現在マイナンバーカードを所持していない控訴人らが、2022年度中に事実上の義務化により所持せざるを得なくなる高度の蓋然性があり、そのため、マイナンバーカード所持に伴うプライバシー侵害を受ける高度の蓋然性があることを明らかにし、マイナンバーカード所持に伴うプライバシー侵害が本訴訟においても審理の対象とされるべきことを明らかにするものである。

第2 マイナンバーカードが事実上義務化されること

1 2021年3月、一部の医療機関の窓口に顔認証付きカードリーダーが設置され、マイナンバーカードを用いた本人確認の実証実験が開始した。しかしながら、これは、本来「国民の利便性のため」、希望者だけが取得するもので、義務ではないということが大前提だったはずのカード保有が事実上の「義務」に向かっていることを示している。

マイナンバーカードの事実上の義務化は、次のように進められている。

2 2020年5月の健康保険法等の改正により、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証にすることが可能になった。

顔認証付きカードリーダーの利用拡大に向け、社会保険診療報酬支払基金は、顔認証付きカードリーダー1台あたり100万円程度の補助金を支出する。厚生労働省は、顔認証つきカードリーダーの導入を求めており、もしそうしなければ、オンライン資

格確認のシステム改修に要する費用等を含め、すべて補助金の交付対象外とする（甲62：厚生労働省保険局医療介護連携政策課作成「『医療提供体制設備整備交付金実施要領』に関するQ&A」2020年7月3日）。

さらに、国は「将来的に保険証の発行を不要としてマイナンバーカードのみの運用への移行を目指していく」（甲63：厚生労働省・オンライン資格確認等システムに関する運用等の整理案（概要）令和元年6月版）ので、紙の保険証を廃止し、すべての医療機関の受診者に対する強制に向かっている。

3 2020年9月、菅首相は運転免許証のデジタル化をマイナンバー制度を活用して推進するよう指示し、警察庁は2024年度中に実施するとしている。運転免許証の保有者は8200万人おり、今後、全員が一体化を名目にマイナンバーカードを強制的に取得させられる危険がある。

デジタル庁の政策においても、マイナンバーカードの利用範囲の拡大は重要な位置づけを与えられている。

4 「国民の利便性」のためのカードなら、希望しない市民はカードを取得しないことによりプライバシー侵害を回避できた。現在進行中のマイナンバー違憲訴訟も、控訴人らはカードを持っていないので、カード保有に基づくプライバシー侵害は現実化していない。

しかし、事実上の強制になると、望まないプライバシー侵害となる。行政上の必要性・相当性がなければ不法行為となる。カードでつなげられる個人情報が増えれば増えるほど、強制されるプライバシー侵害の程度は大きくなり、違法性は大きくなる。しかし、強制でない現状では、裁判でも争点化することが容易でなかったし、これまでは明確な主張はなされていない。

しかし、デジタル関連法案も成立し、「2022年度末までに全住民がマイナンバーカードを普及させる」という菅首相の宣言（甲64）や、マイナンバーカードの保険証運用が10月に延期となったことを伝える新聞報道（甲65）に示されている「マイナンバーカード活用拡大のスケジュール」からすれば、政府が2022年度末まで

に全住民にマイナンバーカードを所持させるよう指示し、計画的に実行に移していることは明白である（なお、後述するが、カード機能のスマートフォン搭載は、2022年度中に開始するとされている。）。

かつ、2021年度秋のマイナンバーカードへの健康保険証機能の付与及び運用開始とそれに続く現行健康保険証廃止が、その強力な実現のための手段として計画されている。

5 ところで、現在入通院している国民・住民をはじめ、もし何か病気になったり事故に遭ったりした場合に医療機関を受診する可能性がある国民・住民は、自らの生命権・身体権（いずれも人格権の一つである）を保全するため、健康保険証機能をいつでも行使できるようにしなければならない。そうすると、現行の健康保険証が廃止されれば、否応もなく健康保険証機能つきマイナンバーカードを取得するしかなくなる。

従って、控訴人らは、2022年度末までにマイナンバーカードを国の政策によって強制的に保有させられる高度の蓋然性がある。

6 なお、マイナンバーカードの保険証運用が延期された理由は、とてもずさんなものである。すなわち、毎日新聞は本年3月26日付けで4000件の誤入力と報道しており（甲66）、本年4月1日付けの日経クロステックニュース（甲67）では、システムの基盤となるデータの正確性に致命的な不備、具体的にはマイナンバーが他人のものと取り違えて登録されるというミスが多発していたため、と報道されている。

マイナンバーカードを保険証として使うためには、健康保険組合などの『保険者』が加入者の被保険者番号や保険資格情報にマイナンバーをひも付けた上で『医療保険者等向け中間サーバー』に登録する必要がある。国民皆保険制度のため、全国民のデータが対象となる。厚労省が工程を管理し、2020年11月から全国約3000の健保組合などが加入者データを順次登録してきた。主な入力ミスは、同じ健保組合内で他の加入者のマイナンバーと取り違えて登録するといったケースで、その総数は2021年2月時点で約3万件に上った。

このような杜撰な対応のもと、マイナンバーカードの事実上の義務化が進められ

ているのである。

第3 マイナンバーカードで利用される電子署名等について

1 主張の概要

(1) 番号制度で利用されるマイナンバーカードにおいては、本人確認のために I C チップに格納された電子署名に付された「発行番号」が用いられ、また、マイナンバーカードを利用する際には「マイキー ID」なる識別情報が設定される。発行番号、マイキー ID は、マイナンバーカードを利用した本人確認に利用される点で個人と強固に結びつけられ、個人番号と同じレベルで個人を特定することが可能なものであるから、個人番号と同視されるべき個人情報である。

しかしながら、番号法においては、同法第2条8項において広義の個人番号を定義しているものの、発行番号、マイキー ID は、この定義には該当しないとされている。その結果、発行番号、マイキー ID は、個人番号と同視されるべき個人情報であるにも関わらず、番号法の規制を一切受けないことになり、種々の情報の紐付けに利用可能となっている。

(2) また、既に主張したとおり、政府はマイナンバーカードを全国民に所持させるよう政策を検討しており、その用途の一つとして、健康保険証や運転免許証など日常生活に欠かせないものも含まれていることを考えると、マイナンバーカードは、その取得も利用方法も、事実上全国民に強制されたものであると言うことができる。

控訴人らは、番号制度は、①自己情報コントロール権、即ち個人に関する情報をみだりに開示、公表、収集又は管理されない利益又は自由、及び②接続されない自由、即ち自己の意思に反して、個人に関する情報を脆弱なネットワークシステムに接続されない自由を侵害するものであり違憲である旨、主張してきたが、発行番号、マイキー ID は、これに種々の情報が紐付けられれば、上述の意味で開示等されない自由、接続されない自由を制約し得るものである。

(3) そして、かかる事態を可能としているのは、番号法においてマイナンバーカードに搭載する I C チップの空き領域を自由に使用することを認めているからであり、

発行番号やマイキー I Dに対して番号法の規制を何ら及ぼさない制度としていることによるものである。

これは番号制度における重大な欠陥であると言うことができ、従って、番号制度は違憲である。以下、証拠とともに主張する。

2 マイナンバーカードで利用される電子署名等の内容

- (1) マイナンバーカードには I Cチップが搭載されており、そこに署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書という2種類の電子証明書が保持されている（甲68の10頁）。

署名用電子証明書は、電子文書に対する電子署名の付与を可能とし、電子申請が本人から申請されたものであることや、文書が改ざんされていないことを証明するため使用されるものである（甲68の14頁、甲69の4頁）。利用者証明用電子証明書は、署名用電子証明書で厳格な利用者登録をした後の公的個人認証に用いられるものである（甲68の14頁、16頁、甲69の4頁）。

- (2) 署名用電子証明書に記録されている発行番号と、利用者証明用電子証明書に記録されている発行番号は異なるものであるが、両者は J－L I S（地方公共団体情報システム機構）の電子証明書の紐付け情報データベースによって紐付けて一元的に管理されている（甲68の19頁）。また、発行番号は、本人確認の過程で民間業者にも提供されるものであり（甲68の19頁）、民間利用が可能となっている。

- (3) 電子証明書には原則5年とする有効期限があり（甲68の24頁）、電子証明書を更新すると発行番号も変更されることになるが、平成29年1月以降は、新旧の発行番号を紐付けて管理することが可能とされており（甲68の29頁）、このことは、J－L I Sの電子証明書の紐付け情報データベース（甲68の19頁参照）において、新旧の発行番号が紐付けて管理されることを意味している。

- (4) 即ち、マイナンバーカードに記録されている署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の発行番号は、更新された新旧一連のものが一元的に管理され、公的

個人認証によって特定の個人のものであることが保証された個人情報である。また、電子証明書は、マイナンバーカードの発行と併せてJ－LISによって発行されるのであるから、マイナンバーと電子証明書とが紐付けられて管理されていないはずがない。このように、発行番号は、個人と強固に結びつけられ、個人番号と同じレベルで個人を特定することが可能なものであるから、個人番号と同視されるべき個人情報である。

3 マイキーIDについて

(1) 政府は、マイナンバーカードの活用策の一つとして、様々な利用者カードをマイナンバーカード1枚に統合化したり、種々のポイントを一元管理等したりすることを可能とするマイキープラットフォームの運用を平成29年9月から開始した(甲70の1頁、3頁)。

マイキープラットフォームは、マイキーIDという個人に特有の識別子に、ポイントや利用者番号などの情報を紐付けるものである(甲70の9頁)。例えば、マイキーIDに対して、図書館の利用者番号が紐付けて管理されていれば、図書館の利用時には、マイナンバーカードを提示するだけで、マイキーIDに紐付けられた利用者番号が読み出され、当該図書館を利用することができる(同9頁)。

(2) マイキーIDの設定は、マイナンバーカードを用いることが前提となっており、利用者証明用電子証明書を用いて公的個人認証を行う必要がある(甲70の17頁)。そして、マイキーIDもJ－LISによって管理されるものである。

したがって、マイキーIDも、前記の電子証明書の発行番号と同様、マイナンバーカードと対応づけて管理されている点で、公的個人認証によって特定の個人のものであることが保証された個人情報であり、個人と強固に結びつけられ、個人番号と同じレベルで個人を特定することが可能なものであるから、個人番号と同視されるべき個人情報である。

4 番号法2条8項との関係

(1) 番号法2条8項では、個人番号について、「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む」と定義している。

(2) 上述の発行番号およびマイキーIDは、個人番号と紐付けて管理され、個人を特定可能な情報であるから個人番号に対応していると言える。

もっとも、個人番号が原則として生涯不変の番号であるのに対して、発行番号は電子証明書（有効期限は原則5年）の更新とともに更新されるものであるが、新旧の発行番号が紐付けて管理されているのであるから一連の発行番号としては特定の個人に対応した固有のものとなる。個人番号も、マイナンバーカードの紛失等の場合には変更が認められるのであるから、発行番号が更新されることをもって、個人番号に対応しないと言うことはできない。この点は、マイキーIDも同様である。また、仮に、発行番号およびマイキーIDが、直接、個人番号と紐付けて管理されていないとしても、マイナンバーカードという媒体を介して個人番号と対応していることに変わりはない。

(3) 一方で、発行番号およびマイキーIDは、個人番号が利用されるべき場面において、個人番号の代わりに用いられるることは想定されていないようである。この点をもって、発行番号およびマイキーIDは、厳密には「個人番号に代わって用いられる番号」に該当しないとされ、広義の個人番号にも該当しないとされているようである。

その結果、発行番号およびマイキーIDは、個人番号と同視すべき個人情報であるにも関わらず、現状では番号法における規制が一切及ばないとされ、自由に利用可能な情報となっている。

5 発行番号、マイキーIDの違憲性

(1) 控訴人らは、番号制度は、①自己情報コントロール権、即ち個人に関する情報をみだりに開示、公表、収集又は管理されない利益又は自由、および②接続されない自由、即ち自己の意思に反して、個人に関する情報を脆弱なネットワークシス

テムに接続されない自由を侵害するものであり違憲である旨、主張してきた。

(2) 発行番号、マイキー I Dは、公的個人認証を通じて、特定の個人と強固に結びつけられた情報であり、しかも番号法の規制が及ばないとされる現状では、自由に種々の情報を紐付けることができる情報である。また、発行番号、マイキー I Dは、民間でも利用可能な情報であるから、漏洩等も生じやすい情報である。

したがって、発行番号またはマイキー I Dは、種々の情報が紐付けられる点で、自己情報コントロール権、接続されない自由を制約し得るものである。

(3) もっとも、発行番号もマイキー I Dも、マイナンバーカードの利用を前提とするものであり、現状、番号法上ではマイナンバーカードの取得は任意とされているものではある。

しかし、既に主張した通り、政府はマイナンバーカードを全国民に所持させるよう政策を検討しており、その方途の一つとして、健康保険証や運転免許証など日常生活に欠かせないものを従前のものからマイナンバーカードに取って変えようとしているのである。即ち、マイナンバーカードは、その取得についても、その利用についても、事実上全国民に強制されたものであると言うことができる。

したがって、マイナンバーカードの取得が形式上は任意であるからという理由だけで、発行番号やマイキー I Dが、自己情報コントロール権、接続されない自由を制約するものではないと結論づけることはできない。

(4) 以上のとおり、発行番号およびマイキー I Dは、何ら法的規制が及んでおらず、自己情報コントロール権、接続されない自由を制約している。そして、かかる事態を可能としているのは、番号法 18 条において、マイナンバーカードに搭載される I Cチップの空き領域を自由に使用することを認めているからである。

そもそも電子証明書は、マイナンバーカードに限らず、電子契約などで本人により署名がなされたこと等を証明するために用いられているものであるから、マイナンバーカードを個人認証に用いるとしても、そのために必要な署名用電子証明書を記憶させるとともに、その利用方法に個人番号と同じく番号法上の規制をか

ければ済むはずである。しかしながら、番号法は、かかる手段をとらず、個人番号と同視されるべき発行番号およびマイキー I D を自由に利用する途を残し、自己情報コントロール権、接続されない自由を制約する環境を放置しているのである。これは番号制度における重大な欠陥であると言うことができ、従って、番号制度は違憲である。

第4 番号制度の利用拡大について

- 1 控訴人らは、これまで再三にわたり、番号制度の違憲性を判断する際には、安易に利用拡大が図られることにより国民のあらゆる情報が一元管理される危険性を踏まえて判断されるべきである、と主張してきた。
- 2 このような利用範囲の拡大の一つとして、各種免許・国家資格等の管理へのマイナンバーの利用が検討されている（甲71の3頁）。国家資格等管理システムを設け、各種資格データを統合・連携・管理するものとされており、マイナンバーに対して各種資格データを紐付けるものである。対象の国家資格は32種類とされているが（同4頁）、この先、拡大される可能性もある。

このように番号制度は、利用範囲が次々に拡大される性質を有するものである。控訴人が主張してきた危険性については、十分に考慮の上、違憲性について判断されるべきである。

3 マイナンバーカードの利用拡大について

- (1) 政府は2015年、マイナンバーカードの公的個人認証を「イノベーションの鍵」と位置づけて民間に開放し、「個人番号カードをデビッドカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用」→「ワンカード化の促進」を予定する設計図を示した（マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）。以下、「ロードマップ」という。）。

また、運転免許証や健康保険証として利用することを予定した矢印の行く先は、「全国民が個人番号カードを保有できる⇒すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端 IT 国家へ！」とされている。

このロードマップの内容が実現すると、市民1人ひとりの購買履歴、行動履歴等が逐一捕捉されるおそれがある。

- (2) 政府は、当初、2015年10月から消費税を8%から10%に上げる代わりに、マイナンバーカードを利用して食料品等を購入した実績に応じて最大4000円を還付する制度を提案した。市民の消費動向の把握と引き替えに増税緩和策を採る仕組みだった。
- (3) 一方、日本とは異なり、欧米では、公的機関による個人情報の収集に対して、これを強く牽制する姿勢を見せている。

例えば、EUがGDPRで厳格なプライバシー保護を打ち出している理由の一つは、世界中の人々のインターネットでの行動履歴について、把握できる立場にあるデジタルプラットフォーマー(GAFA)が、適法な手続により諜報機関に情報を提供していたことがスノーデンにより明らかにされたことである。

EUがアメリカとの間で個人情報の流通を認めたセーフハーバー協定は欧州司法裁判所によりプライバシー保護に欠け無効とされた(欧州司法裁判所2015年10月6日判決)。代わって制定されたプライバシーシールドも同様に無効とされた(欧州司法裁判所2020年7月23日判決)。EUは、民間事業者が簡単に行政機関に個人情報を提供する仕組みを信用せず、実効性のあるプライバシー保護のための改善を求め続けている。

プライバシーより情報流通を促進してきたアメリカも、民間事業者の情報流通を促進していただけであり、行政主導で個人情報を集積していくことに合意があるわけではない。悪名高い社会保障番号も、限定された行政目的で付された番号が、民間で自由に拡大利用されていった弊害が問題となっているのであり、最初から行政が意図した結果ではない。アメリカでは、個人情報が民間事業者の中で自由に流通すること(data free flow)自体を表現の自由ととらえ、その憲法上の地位を高く評価してきた結果、現在デジタルプラットフォーマーと呼ばれるような企業が、個人情報を集積し、商業利用をして繁栄してきたに過ぎず、日本とは異なる、

公的機関による個人情報の集積を促進してきたわけではない。

山本龍彦教授によると、2016年のイギリスのEU離脱を問う国民投票とアメリカ大統領選挙で、勝者側が利用した選挙コンサルティング会社がインターネットでの行動履歴をもとに主権者の投票行動を誘導しようとしたケンブリッジ・アナリティカ事件により、個人情報の自由な流通がむしろ主権者の意思形成をゆがめ、表現の自由を侵害するおそれがあることを明るみに出したため、アメリカではプライバシー権に基づく情報流通（アメリカ流「表現の自由」）の制限が必要であるとの価値観の転換が行われているとされる。

(4) 現在、G7を典型とする民主主義国家では、民間企業が大量に保有する個人情報が行政機関に流れていくことをいかに制限するかに腐心している。しかし日本は、これとは全く逆に、マイナンバーカードに付随する多種多様な民間企業ベースでの個人情報の情報処理事業を「G A F A」の一つ（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）であるアマゾンに一任しようとしている。行政機関も活用を積極的に促進している。民間事業者のデジタル情報の収集利用に対して「人権」の観点から制限を加えるのが民主主義国家の使命であるのに、逆にロードマップを描いて自ら旗振りしているのは、世界標準の「人権」、「民主主義」、「法の支配」とかけ離れていると言わざるを得ない。

4 プライバシー保護と効率性との間での二律背反

- (1) このような政府の前のめりの姿勢は、法律に定めるマイナンバーの厳格な利用制限と完全に矛盾している。
- (2) すなわち、プライバシー保護のためには、共通番号の利用範囲は限定的である方がよいので、マイナンバー自体については、厳格に制限されている。

「マイ」ナンバーという名前だが、自分の意思で自由に利用できる個人情報とは全く異なる。マイナンバー法19条は、その本人に対してすら、税・社会保障などの限定された目的のため以外のマイナンバーの提供を禁止している。当初うっかりされたのは、住宅ローンの審査（19条に規定されていない目的）のために番

号付き源泉徴収票を銀行に提出することは違法（処罰対象ではないが）で、銀行は番号を黒塗りにしての再提出を求めるしかないという厳格さだった。

本人を含めた民間利用を原則として禁止し、収集者には罰則まで用意している法規定は今も変わっていない。マイナンバーが、社会の各所でばらばらに保有されている多様な個人情報にすべて横串を通して結合することにより、個人が丸裸になる危険性を持つことから、これを防止するというプライバシー保護のためにある。

- (3) 他方、ロードマップでは、無限ともいえる民間利用を促している。この両者の設計を整合的に説明することは困難である。

マイナンバーカードのICチップには、マイナンバー自体ではなく、これに対する公的個人認証の電子証明書データが登載されている。総務省は民間企業に、この電子証明書の発行番号と顧客データをひも付けて管理し、さまざまなサービスに活用するよう促している。そして、この発行番号には、マイナンバーのような利用制限がない。マイナンバーを用いたデータベースの作成が原則として禁止されているのに対し、あまりにもバランスを欠いている。

マイナンバーカードの取得が事実上の強制になっていくことが予定されている中で、著しいプライバシー侵害が生じる。「マイナンバーの民間利用は違法だから罰則で禁止しているが、電子証明書の発行番号とひも付けた民間利用は適法だから無限にやっていい。」というのは、矛盾している。

- (4) マイナンバーカードに健康保険証機能をつけることによって、日常的な携帯が想定されるマイナンバーカードの普及に向けて、厚生労働省は、従来の考え方と打って変わって、「マイナンバーを見られても悪用は困難」という逆宣伝を大々的に行っている。しかも、「レンタルショップなどで身分証明書として使うときは？」の問い合わせに対し、「裏面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーをとることはだめなのじゃ」と答えるに至っている（甲72）。

そして、この手のひら返しの政策転換について、事実上の義務化を強いられる主

権者宛てには十分な説明はなされていない。

(5) 無限の民間利用との紐付けを前提とされたマイナンバーカードに対し、本来同意するはずもないのに事実上の強制によってその所持を義務づけられ、自らのプライバシー情報を意に反して利用されることは、正当化する対立利益の存在しない純然たるプライバシー侵害であり、違法である。

控訴人らは、このようなプライバシー侵害を被る高度の蓋然性がある。また、現に精神的苦痛を感じているのである。

5 マイナンバーカードに合理的な行政目的としての行政効率化を図る機能がないこと

(1) 行政効率化を図るための電子行政という政策目標は、住基ネットの時から掲げられていた。従って、一度挫折した住基ネットについて、その際掲げられていた行政目標の設定状況、不到達状況を振り返ることは、今後の行政効率化を考え上で避けて通れない。

そして、全国各地で提起された住基ネット差止訴訟にて、次のような事実が確認されている。

① 国が目標とするＩＴ先進国のかなダ、アメリカなどには住基ネットが存在せず、電子政府・電子自治体に住基ネットが必要不可欠とはいえない。

② 国が住民の利便性と説明する転入転出手続きの簡素化サービスや、住民票の写しの広域交付は、ほとんど利用されていない。

③ 国会に提出された国の行政効率化による経費節減の試算は、普及率が1%にも満たない住民基本台帳カードを国民の50%が保有することを前提としているが、住民に利便性がない上、今後も普及する見込みはないため、全く節減となる見込みがない。

その後、①については、イギリスがいったん国民ＩＤを導入したが、その後の保守党政権はこれを廃止しており、海外の事例に照らしても、住基ネットもマイナンバーも必要がない。

②の住民の利便性についても、内閣官房がマイナンバー通知時に作成したポンチ絵は、住基ネットの時とうり二つで、マイナンバー制度においても何も進歩していないことを示している。

③の行政効率化については、最終的に、国の必死の努力で廃止時には住民基本台帳カードの普及率は8%にまで伸びたが、「損益分岐点」である50%には一度も到達しておらず、「行政効率化」という名の経費節減は実現せず、巨大な税金の無駄遣いに終わっている。

(2) マイナンバー制度における行政効率化による経費節減の試算はどうだったかといふと、国会に一切提出されないまま、法案が承認されている。これは、「設計図のない建築」に等しい。どの範囲でマイナンバーを他の情報とひも付けて利用するつもりか、その結果どのように経費が節減されるから行政効率化が図れるのか、説明すらされなかった。

(3) 2015年のロードマップでは、マイナンバーカードのワンカード化の次には「スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議の上実現」としており、カードはデータをスマホで運用する使用にした瞬間にいらなくなることが見込まれている。しかも、「カードもスマホも持たずに入らかじめ本人確認の上登録した生体情報で代用も可能に！」という、現在の中国において実際に行われている生体認証と同様の未来まで描ききっているのである。

最初からスマホでデジタル化すれば、カードは一切不要である（ただし、プライバシー侵害はなお著しい。）。立案者は、「カード→スマホ→顔認証」による顔パスの2重行政、3重行政による壮大な税金の無駄遣いと莫大な利権に、笑いが止まらないのではないか。

先に見た西日本新聞記事（甲65）によると、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載は2022年度中に開始されるという。もし、希望者に対するスマートフォン登載を先行させれば、実物であるマイナンバーカードは一切不要であるから、スマホ希望者に対して発行されるマイナンバーカードは、すべて税金の無駄

であることが明らかである。にもかかわらず、すでに30%もの国民に、わずか1年少々先に実物のカードが取得させられている。しかも、そこには最大500円分のマイナポイントというカード取得促進のための多額の税金が支払われているのである。これを税金の無駄と言わなくてなんと言おうか。

(4) 周回遅れで時代錯誤のカードを国民全員に持たせるのは不合理である。1995年以降のインターネット革命に乗り遅れ、世界の先頭からずるずると後退してきた日本の停滞を象徴している。

財務省も指摘するように、行政のデジタル化は、新たな課題ではなく、長年予算をつぎ込んで失敗したまま、その検証がない事業である。外務省のパスポート電子申請システム等は、年8億円のランニングコストで、2005年の申請件数は103件だったため、パスポート1冊に1600万円かかった。財務省が廃止要求して廃止された。

鳥取県の片山知事は、2006年、鳥取県南部町で、住基ネット1件当たりの利用単価が200万円で、自治体財政を圧迫しているとの報告を受け、「実は、住基台帳ネットワークシステムというのは・・・壮大なむだの仕掛けですよね。もし可視的な装置があったとしたらぺんぺん草が生えていますよ。」と述べている。

現行のマイナンバーカード活用のロードマップを見る限り、行政効率化が図られるとは全くいえず、マイナンバーカードの普及促進、事実上の義務化政策には、行政効率化という正当な行政目的を達成しうる手段としての合理性、正当性という合憲性の基礎を欠いているから、違憲違法である。

6 結語

控訴人らは、2022年度末までにマイナンバーカードの所持を事実上義務づけられる高度の蓋然性がある。ロードマップ案の目標年度とのずれと同じように、多少時期がずれたとしても、現行の政策が掲げられている限り、控訴人らがマイナンバーカードの所持を事実上義務づけられるのは時間の問題であり、ごく近い将来に事実上所持を義務づけられる高度の蓋然性がある。

そのような同意のないマイナンバーカードの所持に関連して控訴人らのプライバシー情報が、意に反して利用、提供されることには正当性が欠け違法である。そして、マイナンバーカードがマイナンバー法に基づき作成・交付される以上、マイナンバー法制度は、控訴人らのプライバシー権を侵害する高度の蓋然性を有するものと言わざるをえず、憲法に反する違憲な法制度である。

以上